会報6月号について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 標題につきご連絡致します。

6月1日より協会HPをリニューアルします

◇ 目的は①外出せずに研修申込ができる体制整備 ②スピードアップ

「会報」 →定期

行政情報を中心に毎月初日に掲載

「講習・セミナー」 → 不定期-適時更新 申し込み書添付、開講/満席状況

「お知らせ」

→ 不定期-適時更新 お知らせしたい内容を都度アップ

◇ 協賛広告頻度の概要 *詳細は下記"HPリニューアル"を参照ください

従来 : 7月(安全週間) 1月(新年)の年2回 紙面会報に掲載

今後 : 広告費は現状のままで、 年間通して協会HPに掲載

西尾労働基準協会ホームページ 6月1日(火)掲載

「会報」

◇ 令和2年度 優良従業員表彰

- ◇ 第94回全国安全週間メッセージ 愛知労働局長 伊藤正史 西尾支署長 堀□健一 第94回全国安全週間実施要綱
- ◇ 監督署の窓 令和3年度労働保険年度更新について ー関連ー 愛知労働局より 労働保険に関するお知らせ
- ◇ 熱中症防止 西尾支署 愛知ワースト1返上!! 先月に続き掲示
- ◇ 母子健康管理 指導事項 連絡カードの改正
- ◇ 賃金構造基本統計調査の実施(お願い)
- ◇ 労働災害防止
 - ●労働災害発生状況 西尾 愛知県
 - ●西尾管内4月度災害分析 増加してます 今一度振り返りましょう 【事例】車両における作業の洗い出し方と対応
 - ●作業(運行)計画書 原紙・エクセル版 活用ください
 - ●STOP6重災を防ぐ18の鉄則 車両編 7ヵ国語

「講習・セミナー」

- ◇ 8月講習会のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー
 - ●#起業総合支援事業案[
 - 【令和3年】携帯丸のこ等取扱作業従事者教育
 - ●2021年7月ダイオキシン類特別教育
 - ●案内パンフ 騒音作業従事者令和3年度

「お知らせ」

- ◇ HPリニューアル 外出せずに講習会申し込みをする方法 HPリニューアル 協賛広告掲載方法と広告費について
- ◇ 2021コンサルタント会リーフレット
- ◇ 全国安全週間備品チラシ 申し込み

西尾労働基準協会

優良従業員表彰

令和3年6月1日(火)



敬称略

分会名	事業場名	氏 名	勤続年数
平坂	メイティックス株式会社	佐藤 慎	25年10カ月
	<i>II</i>	深田 貴幸	25年10カ月
	<i>''</i>	平松 俊信	25年10カ月
	<i>II</i>	樅山 聡	25年10カ月
	<i>II</i>	井野 賢一	25年10カ月
	<i>II</i>	手嶋 直人	25年10カ月
	<i>II</i>	松井 彩	5年 4カ月
	<i>II</i>	鈴木 良美	5年 3カ月
	<i>II</i>	小久江 彩花	4年11カ月
	株式会社オティックス	高松 都好	38年10カ月
	柴田工業株式会社	竹下 健一	25年 0カ月
米 津	アイシン精機株式会社工機工場	大西 昭	35年11カ月
寺 津	株式会社杉浦製作所	鈴木 祐一	15年 0カ月
	<i>II</i>	井土 浩一	15年 0カ月
	<i>''</i>	佐藤 幹也	15年 0カ月
	<i>II</i>	角谷 聖真	15年 0カ月
	II	富川 翔太	15年 0カ月
東部	株式会社デンソー西尾製作所	手嶋 直次	40年10カ月
	朝日理化株式会社	原田 泰士	15年 0カ月
	II	大河内 陽一	10年 6カ月
吉良	株式会社マルオカ	加藤 満	19年10カ月
幡 豆	株式会社イナテック	本田 浩二	30年 2カ月
	<i>II</i>	浅田 卓也	30年 0カ月
	<i>II</i>	鈴木 孝吉	31年 0カ月
	II	川上 大樹	31年 0カ月

安全週間メッセージ



令和3年6月1日 岡崎労働基準監督署西尾支署 支署長 堀口健一

初夏の候、西尾労働基準協会会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃より職場の安全衛生水準向上のため、様々な安全衛生活動を展開しておられますことに深く敬意を表す共に労働安全衛生行政を推進する者として感謝申し上げます。

さて、当署管内における令和2年の労働災害については、死亡者数は3名、 休業4日以上の死傷者数は163名であり、前年に比べ、死亡者数は2名増加し、 休業4日以上の死傷者数は27.3%増という結果となりました。

このうち、60歳以上の高年齢労働者の労働災害は42件発生しており、前年に 比べ9件増加し、全体の労働災害発生件数の約26%を占めている状態となって います。

会員の皆様のご尽力の下、安全衛生水準は着実に向上していますが、多くの 労働災害が発生している現状となっています。このため、引き続き、各種取組 を強化していただき、労働災害の減少を図るようお願いいたします。

令和3年度の全国安全週間は、7月1日から7月7日までの期間、全国で展開されますが、「人命尊重」という基本理念及び産業界における「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

本年度のスローガンは、働く高年齢労働者の増加による就業構造の変化に伴う労働災害の増加や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来においてもすべての労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境の実現を目指すことの必要性から『持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場』がスローガンとなっています。

労働災害を防止するためには、危なさと共存していることを認識する必要があり、愛知労働局及び当支署において「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを提唱し、その具体的な手法としてリスクアセスメントの理解促進を継続して進めているところです。

本年度は、愛知労働局において「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場 宣言」を創設し、リスクアセスメントに対する事業場の積極的な取組みを一層 推進することにより、安全衛生水準の向上を図ってまいります。

また、働く高年齢労働者の増加に伴う労働災害の増加傾向を防止するため、 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリー ガイドライン)に基づく、取組もお願いします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済はかつてない試練に立たされており、職場における新型コロナウイルス感染症拡大を防止することは、この試練を乗り越えることに寄与するものであります。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染症拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しく知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であり、引き続き、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、「取組の5つのポイント」をご活用して、確認していただければと思います。

職場における労働者の安全と健康の確保は、どんな状況にあっても、事業者 の責務として最優先に取り組まなければならない事項です。

このことからも、会員の皆様方におかれましては、経営トップのリーダーシップのもと、一人ひとりが安全衛生意識を高く持ち、労使が一体となって、労働者が安全で、安心して仕事に打ち込むことのできる労働災害のない職場を目指していただくようお願い申し上げます。

最後に、これから暑い時期をとなりますが熱中症予防対策を含む皆様方の職場での各種取組により、労働災害ゼロが達成されることを祈念しましてメッセージといたします。



令和3年度の全国安全週間は、「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」をスローガンに、6月1日~30日を準備期間として、7月1日~7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で94回目を迎えます。

この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組みを通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和2年の労働災害の発生状況は死亡災害50人、死傷災害(「死亡・休業4日以上」以下同じ。)7,461人。愛知労働局が策定し、推進を図っている「第13次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2022年までに、死亡災害について年間40人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害について年間6,400人以下を目指す。」ことの達成に向け、なお一層の取組みが必要な状況と、危機感を有しております。

このような状況も踏まえ、愛知労働局では、令和3年度第1四半期を中心に労働災害防止に係る各般の重点 的な取組みに着手しています。

まず、「**危なさと向きあおう**」をキャッチフレーズに、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを 提唱し、その具体的手法であるリスクアセスメントについて、「リスクアセスメント出前講座」等を実施し、 これに併せて創設する「**愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言**」により、リスクアセスメントの推進 に積極的な取組みを行う姿勢を事業場内外に示すことにより、宣言事業場におけるリスクアセスメントの取組 みを一層促進し、もって、愛知労働局管内全体における安全衛生管理水準の向上(論理的な安全衛生管理の推 進・定着)を図ります。

また、高年齢労働者に係る労働災害が増加傾向にあり、昨年、愛知県では死傷災害の被災者のうち4人に一人が60歳以上となっている実態も踏まえ、「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)**の普及、これに基づく、事業場における取組みを進めます。

さらに、各職場においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでいることから、「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」「**取組の5つのポイント**」をあらゆる機会に周知し、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしています。

昨年の愛知県内における熱中症による死傷災害は92人(死亡4人、休業88人)と全国ワースト1となったことから、本格的な夏を迎える前に職場における熱中症撲滅を、との思いから、5月より集中的な取組みに着手し、WBGT計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策の徹底を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機とし、上記の各重点に留意の上、従来の安全管理体制・取組みの再確認を行い、より積極的な対応に結びつけていただきますようお願いします。

令和3年度 第94回

全国安全週間

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



岡崎労働基準監督署西尾支署

令和3年度全国安全週間の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

令和3年度全国安全週間実施要綱

スローガン 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

期 間 7月1日~7月7日(準備期間 6月1日~6月30日)

全国安全週間及び

① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者 の意思の統一及び安全意識の高揚

準備期間中に実施する事項

- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい 行事の実施

令和3年度全国安全週間実施要綱

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。 実施にあたっては「3つの密」を避ける等、感染症防止対策を徹底し、 各自治体等の要請等に従う

- (1)全国安全週間及び安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施 準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者 の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい 行事の実施

令和3年度全国安全週間実施要綱-継続的に実施する事項-

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (2)継続的に実施する事項
 - ①安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア)年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (工)労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (工) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

令和3年度全国安全週間実施要綱-継続的に実施する事項-

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (2)継続的に実施する事項
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知) 活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オーその他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準 の充実
- (ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入および実施の推進のためのガ イドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施

令和3年度全国安全週間実施要綱-局長メッセージー

実施要項3ページ掲載の局長メッセージについて

からでも飛べます。



令和3年度 全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主 的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定義を図ること」を目的に、一度も中断す ることなく連綿と続けられ、今年で94回目を迎えます。

本週間 7月1日~7日 (準備期間 6月1日~30日)

令和3年度 全国安全週間スローガン

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

なお、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環で安全週間行事の線小算を余儀なくされる状況のため、 愛知労働局長メッセージの動画版を公表することとしております。 愛知労働局HP内のリンク

リーフレット「第94回 全国安全週間(愛知労働局板)」

愛知労働局長メッセージ(P3) 動画板はこちら 勢中症を防ごう!(P12) PDFリーフレット

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について(P13) 特段ページ リスクアセスメント出前講座(P16) 特段ページ

問い合わせ先: 愛知労働局労働基準部

安全課: TEL 052-972-0255

※新型コロナウイルスについては

健康課: TEL 052-972-0256

版が愛知労働局のFac e b o o k にアップされ ています。

局長メッセージの動画

下のQRコードから該 当ページへ飛べますので ご活用ください。



イベントのご案内



日 時: 2021年11月29日(月)

13:30から16:00まで

会 場: 日本特殊陶業市民会館

フォレストホール

(名古屋市中区金山一丁目5番1号)

参加費: 無料



リスクアセスメントを 基礎から学びましょう!







このQRコードから愛知労働局HP内の出前講座の特設ページへ飛べます。

o

熱中症対策について

熱中症を防ごう! STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン



令和2年愛知労働局管内では、92 件の熱中症が発生し、全国ワースト1 となりました。

ワースト1返上を目指し、各事業場 において対策に取り組まれますようお 願いします。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 を実施します。

愛知労働局はこれに合わせパンフレット「熱中症を防ごう!」を作成し、 熱中症予防の知識や取り組むべき事項 の周知を図っています。

■ このリーフレットは愛知 労働局のHPからダウンロ ードできます。

右のQRコードはダウン ロードページへ飛べます。



事業者が取り組むべき事項(例)













事業者が取り組むべき事項 (例)









作業者が取り組むべき事項 (例)

1 日々の健康管理













熱中症が発生したら

- まず、救急車を呼び涼しい場所で、衣類をゆるめて 安静にさせ、スポーツドリンクを与える
- 熱中症と思われる労働者を決して一人で放置しない

事業者は



作業者は

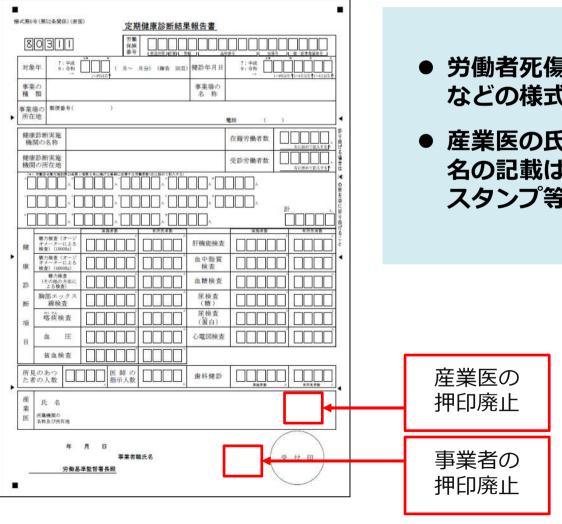


0

各種様式における押印廃止

安全衛生法の各種様式について押印廃止

定期健康診断結果報告書などの様式について、産業医や事業主の<u>押印が不要</u> になりました。



- 労働者死傷病報告や安全衛生管理体制 などの様式についても同様。
- 産業医の氏名・所属機関や事業者職氏 名の記載は必要。(自筆に限らない。 スタンプ等も可)

0

特殊健康診断の改正

特殊健康診断の項目見直しについて

○ 有機則

・「作業条件の簡易な調査」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 特化則

- ・「作業条件の簡易な調査」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・肝機能検査の見直し
- ・赤血球系の血液検査の例示の見直し

○ 鉛則

・「作業条件の簡易な調査」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 四アルキル則

- ・「作業条件の簡易な調査」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・「健康診断結果報告書」の改正

○ 安衛則

・尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目 の見直し

作業条件の簡易な調査

作業条件の簡易な調査とは・・・

労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、<u>医師が主に当該労働者から</u>聴取することにより調査するものである。

聴取方法

環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、<u>衛生管理者等から作業環境測定の結果等</u>をあらかじめ聴取する方法がある。

過剰なばく露をしているおそれがある場合、必ず皮膚接触の有無を 確認すること。

なお、問診票を使用することも可能である。

作業条件の簡易な調査

◎ 個人票と問診票

個人票(有機溶剤健診)



問診票

最近6ヶ月の間の、あなたの場	職場や作業での化学物質	ばく露に関する以下の質問	lic
お答え下さい。			
(注:ばく露とは、化学物質を	を吸入したり、化学物質	に触れたりすること。)	
1)該当する化学物質について	、通常の作業での平均的	な使用頻度をお答え下さい	
(時間/日)		
(日/週)			
2) 作業工程や取扱量等に変更	更がありましたか?		
・作業工程の変更	⇒ 有り · 無し ·	わからない	
・取扱量・使用頻度	⇒ 増えた・減った	・ 変わらない ・ わからな	(V)
3) 局所排気装置を作業時に信	使用していますか?		
・常に使用している			
・時々使用している			
・設置されていない			
4) 保護具を使用していますが	n ?		
・常に使用している	⇒保護具の種類()	
・時々使用している	⇒保護具の種類()	
・使用していない			
5) 事故や修理等で、当該化学	学物質に大量にばく露し	たことがありましたか?	
・あった			
・なかった			
・わからない			
※ この間診票(例)は、当計	変物質の製造又は取扱い	業務に常時従事する労働者	FIE
対して定期に実施する健康部	参断における例示であり	、雇入れ又は配置替えの際	(0)
All the SA the ST or \$150 Le his all the \$4.00	OF AN AND ME TO LAKE HE ARE A . AND THE	に常時従事した労働者に対	1-1-

e ラーニング等により行われる 安全衛生教育等の実施について

Eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施

■ 「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか)により、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方が示されました。

ウェブ会議システム等を利用したオンライン講習、オンラインでの教材 閲覧・視聴等、いずれの場合も、

- 受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、
- 講師等が十分な知識又は経験を有すること、
- 受講者から質疑を受付け回答できる体制を整えること が必要とされています。

またeラーニング等を行う場合であっても、教育科目として実技教育または実地研修が必要な場合、および修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施すること。

アーク溶接にかかる規則等改正

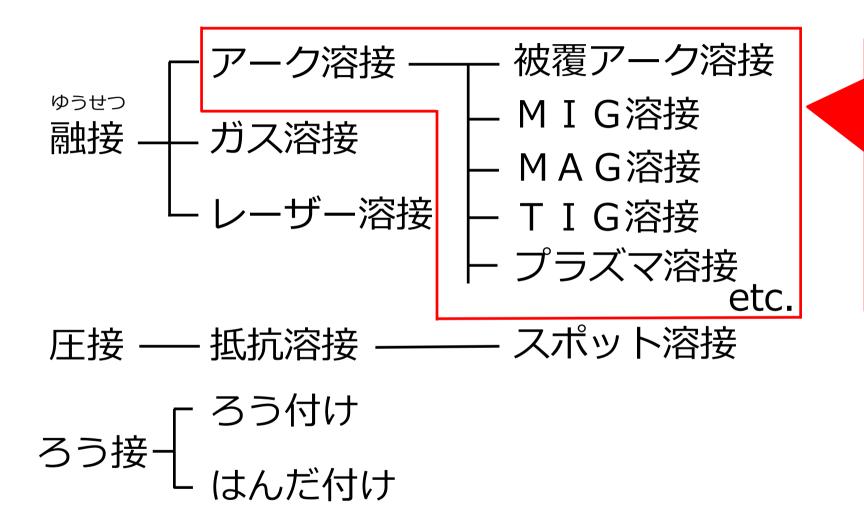
溶接ヒュームについて

新たに特定化学物質に追加された 溶接ヒュームとは

→「金属アーク溶接等作業」

において加熱により発生する粒子状物質





※ 説明用の一例であり、全ての種類を記載してはおりません。

発散抑制措置と呼吸用保護具

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

局所排気装置を設置した場合でも、 呼吸用保護具の着用は必要です

※従来粉じん則のアーク溶接作業では、局所排気装置等を設置 すれば、呼吸用保護具の着用は除外する規定がありました

作業環境測定等

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

作業環境測定の実施は 義務付けられておりません

作業主任者の選任 第27条、第28条

金属アーク溶接等作業について

- ・屋内、屋外を問わず
- ・作業頻度を問わず

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習」を修了した者の うちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です

- ①作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ②全体換気装置等の装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③保護具の使用状況を監視すること

※経過措置により、

令和4年3月31日までに選任することが必要です。

施行スケジュール(一部変更があります)

規制の内容		2021(令和3)年			2022(令和4)年						
		1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月		
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等 ・呼吸用保護具の使用等 選具を ・令和を ヒュー		総続して金属アーク溶接等作業を行ってい業場は、令和4年3月31日までに溶接いの濃度の測定を行う必要がある。 気でも、粉じん則の規定により、金属アーク等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保証を使用させなければならない。 4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接の濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具限し、使用しなければならない。		接アーク 及用保 溶接	呼吸用保護具の選択・使用(4/1~)				1~)		
特定化学物質作業主任者の選任							選任義	務(4/1	~)		
全体換気、特殊健康診断の実施 その他必要な措置			実施義務	务(4/1 [/]	~)						

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止

剥離剤による火災及び中毒事案が発生しています!

- ・橋梁等の塗料を剥がす作業
- ・石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業



基安化発0817第1号 令和2年8月17日 一部改正基安化発1019第1号 令和2年10月19日

通達による災害防止要請

化学物質による中毒災害防止の基本

ラベル・SDSの入手・確認

- ✓ 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認
- ✓ SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- ✓ SDSを入手できない製品の使用は避ける

SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- ✓ SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- ✓ SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれている ものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣 などを使用

注意:防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が 発生しています!

✓ 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施



電離放射線障害防止規則等の改正

電離放射線障害防止規則等の改正について

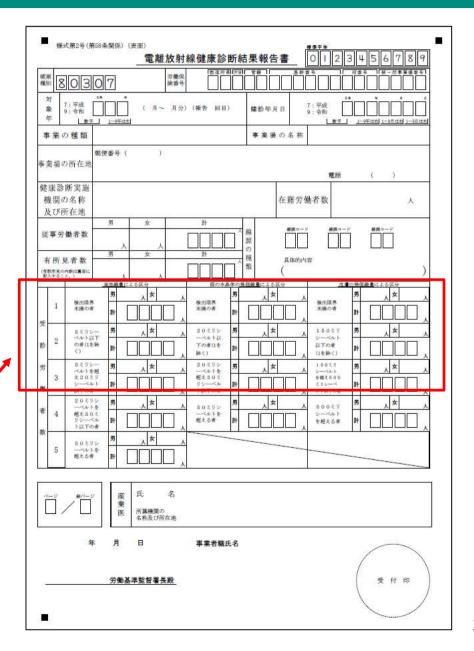
- ① 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ(電離則第5条) 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mS v を超えないようにしなければならない。
- ② 線量の測定および算定方法の一部変更(電離則第8条)
- ③ 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加(電離則第9条) 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要。

令和3年4月1日から施行・適用

電離放射線障害防止規則等の改正について

電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

「検出限界未満の者」の項目を追加、区分の変更。



補助金について

既存不適合機械等更新支援補助金

既存の不適合機械等を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の水準を超える高水準の安全性を有する機械等で更新するための、改修、買換えにようする経費の一部を助成するもの。

申請先

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター

TEL: 03-6275-1085

移動式クレーンの過負荷防止装置

移動式クレーン構造規格に規定する 過負荷防止装置を備えていない既存 の移動式クレーン(つり上げ荷重3 t未満)の改修、買換え

1機械あたりの上限:10万円

同一申請者あたりの合計額の上限:30万

フルハーネス型墜落制止用器具

墜落制止用器具の規格に適合してい ない既存の安全帯の買換え

1本あたりの上限:1万2500円

同一申請者あたりの合計額の上限:50万

エイジフレンドリー補助金



働く高齢者を対象として職場環境を 改善するための次の対策に要した費 用を補助対象とする。

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の 改善対策

補助率: 1/2

上限額:100万円(消費税含む)

<令和3年度労働保険年度更新について>

6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を 清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手 続です。

申告及び納付は、法定の期限7月12日(月)までにお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、コールセンター(Tm 0800-555-6780)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、新型コロナウィルスの感染状況の拡大に伴い、ご協力いただける範囲で、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送・電子申請等の接触機会を減らす方法での提出をお願い致します。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ郵送されるか、直接提出してください。

労働保険料口座振替を利用されている場合は金融機関へは提出できませんので、 申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

【高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について】

平成29年1月1日から65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは経過措置として、64歳以上の高年齢労働者(※)については雇用保険料が免除されることとなっていました。

※ 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用 保険の被保険者

令和2年4月1日からはこの経過措置が終了し、64歳以上の高年齢労働者に支払 われる賃金も雇用保険料の算定対象となり、本年度の年度更新では、高年齢労働者 に係る雇用保険料の申告・納付については、確定保険料と概算保険料ともに記載欄 が無くなっており、前年度と様式が変更されておりますので、ご注意ください。

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険 (労災保険・雇用保険) の年度更新期間は、

6月1日(火)~7月12日(月)です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。 年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けて おりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター (0800-555-6780)(開設期間は令和3年5月31日(月)から7月16日(金)まで。 通話料無料。)までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。 **回放** (2017)



労働保険に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください! 自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。 また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請は「e-Gov」

(https://shinsei.e-gov.go.jp/)から行うことができます。



- ○労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。
- ○労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



STOP! 熱中症 予防



熱中症

クールワークキャンペーン

実施期間:令和3年5月1日から9月30日

西尾地区の企業・働く方への緊急のお願いです 令和2年 西尾地区で熱中症の死亡災害が発生しました! 今年は、熱中症予防に取組み、熱中症の根絶を目指しましょう



Point 1

熱中症予防のためには、日々の健康管理が大切です。



夜更かしせず、十分な睡眠 朝食をとる 塩分、水分の補給 飲酒は適量に







Point 2

無理をせず、適度な休憩をとることが大切です。



仕事に集中するあまり、 「終るまで・・」、「一段落つくまで・・」 と無理をしがちです! "作業の途中であっても休憩をとりましょう!"



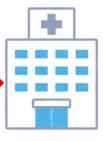
Point3

熱中症かな(異常を感じた)と思ったら、医療機関の受診を!









※躊躇せず、まずは医療機関での受診が重要



職場における熱中症予防基本対策要綱

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

1 WBGT 値等

WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature: 温球黒球温度(単位: \mathbb{C}))の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数(式①又は②により算出)であり、作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。特に、熱中症予防情報サイト等により、事前に WBGT 値が表 1-1 の WBGT 基準値(以下「WBGT 基準値」という。)を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定するよう努めること。

ア 日射がない場合

WBGT 値=0.7×自然湿球温度+0.3×黒球温度 式①

イ 日射がある場合

WBGT 値=0.7×自然湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×気温(乾球温度) 式② また、WBGT 値の測定が行われていない場合においても、気温(乾球温度)及び相対湿度 を熱ストレスの評価を行う際の参考にすること。

2 WBGT 値に係る留意事項

表 1-2 に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式①又は②により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1-2 に掲げる着衣補正値を加える必要があること。

また、WBGT 基準値は、健康な労働(作業)者を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。

3 WBGT 基準値に基づく評価等

把握した WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第2の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正値を考慮したWBGT 基準値を算出することができないときは、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第2の熱中症予防対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。

上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて第2の熱中症予防対策を 実施することが望ましいこと。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT 値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めること。

- ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所(以下単に「高温多湿作業場所」という。) においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい 物等を設けること。
- イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの 照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。
- ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、 屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。 なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇 に注意すること。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を 設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。
- イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。
- ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う 時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業 場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努め ること。

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の 有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導 するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡 視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加 齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留きするこ と。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医 等に相談させること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

また、作業中における感染症拡大防止のための不織布マスク等の飛沫飛散防止器具の着用については、現在までのところ、熱中症の発症リスクを有意に高めるとの科学的なデータは示されておらず、表1-2に示すような着衣補正値の WBGT 値への加算は必要ないと考えられる。

一方、飛沫飛散防止器具の着用は、息苦しさや不快感のもととなるほか、円滑な作業や労働災害防止上必要なコミュニケーションに支障をきたすことも考えられるため、作業の種類、作業負荷、気象条件等に応じて飛沫飛散防止器具を選択するとともに、感染防止の観点から着用が必要と考えられる作業や場所、周囲に人がいない等飛沫飛散防止器具を外してもよい場面や場所等を明確にし、関係者に周知しておくことが望ましい。

(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認 し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措 置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者について は、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事 項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、 作業の転換等の適切な措置を講ずること。

(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の 飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、 日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これ を含め、労働安全衛生法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずる よう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、 労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が 熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に 申し出るよう指導すること。

(3) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。 また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留 意させること。

(4) 身体の状況の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の 状況を確認できるようにすることが望ましいこと。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働 者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、 あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例 なお、(2) の事項には、1から4までの熱中症予防対策が含まれること。

5 救急処置

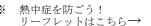
(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の 発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、 緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、 水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の 診察を受けさせること。







母性健康管理指導事項連絡カードを改正します! (令和3年7月1日適用)



▶▶母性健康管理措置とは

● 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に 主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるよう にするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- ●妊娠中の通勤緩和
- ●妊娠中の休憩に関する措置
- ●妊娠中または出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)
- ●また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置(※)として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置があります。
- (※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。)
- ※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治 医等からの指導がなくても請求できます(労働基準法)。

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)とは

●事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に 的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、 男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定めら れています。

▶▶改正の趣旨・内容

- このたび、母健連絡カードの様式における措置が必要となる症状等に関する表現及び記載方法等について、以下の改正を行いました。
- ・「症状等」について、現在の医学的知見を反映した表現の見直し(例:「切迫流産(妊娠22週未満)」等の疾患名を「腹部緊満感」等の症状名に変更)
- ・ 医師等による記載欄を表裏 2 面から表面に集約
- ・ 旧様式では特定の症状等に対して選択可能な標準措置が限定的であったが、症状に応じて必要 な標準措置を選択しやすい形式に変更

▶▶改正後様式の適用について

● 改正後の新様式適用は令和3年7月1日ですが、旧様式で発行されたカードも有効ですので、記載された医師等の指導事項に基づき適切な措置を講じていただくことが事業主に義務づけられます。また、母健連絡カードは医師等の指導事項を分かりやすく伝えるためのツールとして利用を推奨するものですが、診断書や任意の様式による書面、または口頭による申し出でも、医師等の指導事項が伝えられた場合には、措置を講じていただくことが必要です。

事業主の皆さまも、妊娠中の労働者への配慮について主治医の意見が聞きたい時など、労働者に母健連絡カードを主治医に書いてもらうよう求めるなど、ご活用いただけます。

(問い合わせ先)愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 Tel:052-857-0312

令和3年賃金構造基本統計調査の実施について(お願い)

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を 賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律(統計法)に基づく「基幹統計」に 指定されております。

調査の対象となられました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮では ありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上 げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、 年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等に おける逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局(ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省) への郵送による提出も可能です。

(政府統計オンライン調査総合窓口)https://www.e-survey.go.jp

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和3年4月末現在

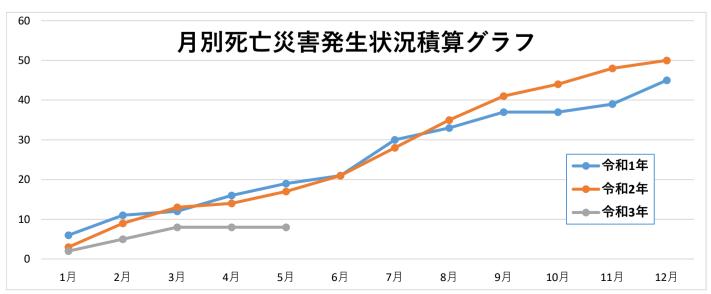
_ 業	年 別		 令和	13年	令和	12年	増	減
	7 IE			死亡	死傷	死亡		増減率
製	造	業	15		13		+2	+15.4%
	食 料 品 製 造	業	1		3		-2	-66.7%
	繊 維 工	業	2		1		+1	+100.0%
	鉄鋼	業	2				+2	_
	金 属 製	品			1		-1	-100.0%
	一 般 機 械 器	具	4		2		+2	+100.0%
	輸送機械製	造	2		3		-1	-33.3%
	上 記 以 外 の 製 造	業	4		3		+1	+33.3%
建	設	業	4		7		-3	-42.9%
	土木工事	業			2		-2	-100.0%
	建築工事	業	3		5		-2	-40.0%
	その他の建設	業	1				+1	_
陸	上 貨 物 運 送 事	業	6		5		+1	+20.0%
小	売 T	業	2		5	1	-3	-60.0%
	新聞販	売					0	_
	その他の小売	業	2		5	1	-3	-60.0%
通	信	業			4		-4	-100.0%
社	会 福 祉 施	設	1				+1	_
飲	食	店	1		1		0	0.0%
清	掃・と畜	業	1		3		-2	-66.7%
上	記 以 外 の 事	業	5		5		0	0.0%
合		計	35	0	43	1	-8	-18.6%

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和3年5月10日 現在の速報値)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

		<u> </u>	アリは久垣事以による九に日	<i>y</i> , 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
業	年別種	令和3年速報値	令和2年同時期(速報値)	令和2年確定値
製		美 5		11
	食料品製造	業 1		
	化 学 エ	業		3
	鉄鋼・非鉄金」	禹 1		1
	金属製	品		2
	一般・電気・輸送)	∄ 1		4
		也 2		1
建		集 2	4 (1)	13 (2)
		 	2 (1)	4 (1)
		美 2	1	5 (1)
		也	1	4
陸		K	4 (1)	7 (1)
商		K	2 (1)	3 (1)
		 		
		 	2 (1)	2 (1)
		也		1
清		K	1	3
上	記以外の事	1 1	1	13 (2)
	合 計	8	12 (3)	50 (6)





発生日時	事故の型/起因物		災害発生状況	兄・原因			
R3.1.6.	有害物等との接触 有害物	後、排気	Nの耐火レンガを交 「ダクトのマンホー Fにより死亡したも	ルを閉める際、	のため! バーナ-	内部をガスバ− −の排気を吸 <i>เ</i>	- ナーで加熱 1込み、一酸化
	事業場 1 規模	000名以上	業鉄鋼業		50代	作業者·技能	者
R3.1.14.	墜落・転落 屋根・はり・もや・け	2 階類 止措置カ	とで家屋の屋根リフ でなく、高さ6.7mの	ォーム作業中、 屋根上から地面	墜落制」 同に墜落し	上用器具の使用 して死亡したも	用などの墜落防 もの。
,	事業場 規模	9名以下	業木造家屋建築]	事業	30代	大工	経 1年
R3.2.12. 2021 14:27	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	│なく装置 │復帰し作	くチック箱の積上げ 畳横の点検開口面か =動したため、上昇 がはさまれて死亡し	ら内部に身体を した内部のア-	E入れて訂	周整したとこ?	5、当該装置が
	事業場 5 規模	00~999名	業 食料品製造業		50代	製造工	経 17年
R3.2.15. ²⁰²¹ 8:25	はさまれ・巻き込まれ 射出成形機	一り、調整	成形機が不具合で停 経後、そのまま奥の 身体をずらしたため	覆いを閉めた。	その際、	手前の光線式	式遮断装置の光
'	事業場 規模	30~49名	業 その他の製造業		30代	班長	経 験 11年
R3.2.19. 2021 11:33	激突され 金属材料	鋼材が変	産盤を使い直径3. 変形し、近くにいた 5負傷したもの。	5 cmの丸棒鋼材 被災者の頭部な	オの先端で よどに当 <i>†</i>	<u>*</u> 加工していた こり死亡したも	
	事業場 規模	9名以下	業 一般機械器具製	製造業	40代	金属工作機械	江 経 4年
R3.3.16. 2021 10:30	はさまれ・巻き込まれ ロール機 (印刷ロール	が、当該	O毛先を伸ばしなが 核機械下方の布の送 被災時より意識不	リローラーに上	ニ半身がき	きき込まれたホ	犬態で発見され
	事業場 規模	30~49名	業 繊維工業		30代	仕上工	^経 19年
R3.3.18. ²⁰²¹ 15:58	崩壊・倒壊 建築物・構築物	が判明し を設置す	対良のため空地を掘 ルたが、杭を自立さ 「るため、杭の東側 ルていたところ、長	せたまま掘削を 深さ4.5mの	と継続した)箇所にる	た。被災者は、 らいて、小型ト	土留めの矢板 ドラグショベル
'	事業場 規模	9名以下	業建築工事業(木	建以外)	60代	作業員	^経 30年
R3.3.22.	墜落·転落 立木等	校庭の高もの。	高さ 6 mの立木の剪	定作業中、はし	ブご (又	 は枝)から墜落	喜して死亡した
	事業場 規模	9名以下	業農業		70代	作業者	経 4年
		_			_	_	

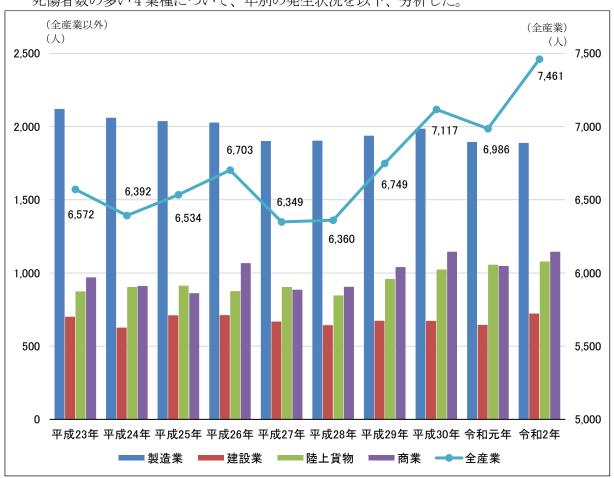
R03-05-10 出力 1/1 ページ

令和2年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成30年までの増加傾向から令和元年には減少に転じたが、令和2年度には再度増加し、近年最多であった平成30年の水準を上回った。 死傷者数の多い4業種について、年別の発生状況を以下、分析した。



	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
製造業	2, 120	2,060	2, 037	2, 027	1,902	1,904	1, 938	1, 986	1,895	1, 889
建設業	701	627	711	712	668	643	674	673	645	723
陸上貨物	874	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078
商業	970	911	862	1,068	886	906	1,040	1, 145	1,048	1, 145
全産業	6, 572	6, 392	6, 534	6, 703	6, 349	6, 360	6, 749	7, 117	6, 986	7, 461

単位:人

令和2年の愛知県内における死傷者数(休業4日以上)は7,461人<u>(対前年比</u>475人(6.8%)増加)

うち 製造業 1,889人(対前年比6人(0.3%)減少)

最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で 499 人 (割合は 26.4% 対前年比 9 人 (1.8%) 増加)

建設業 723 人 (対前年比 78 人 (12.1%) 増加)

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で 194 人 (割合は 26.8% 対前年 比 15 人 (7.2%) 減少)

陸上貨物運送事業 1,078 人(対前年比22 人(2.1%)増加)

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で 299 人 (割合は 27.7% 対前年 比8人 (2.6%) 減少)

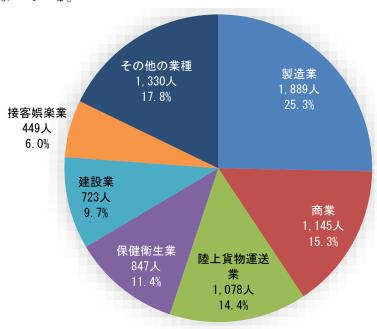
商業 1,145 人(対前年比97 人(9.3%)増加)

最も多い事故の型は、「転倒」で 352 人(割合は 30.7% 対前年比 35 人(11.0%)増加)

2 死傷災害の特徴

2-1 業種別の発生状況

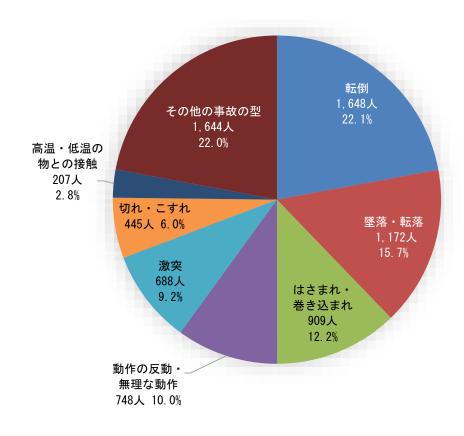
製造業が 1,889 人と最も多く、死傷者数全体の 25.3%を占めている。次いで、商業が 1,145 人(15.3%)、陸上貨物運送事業が 1,078 人(14.4%)、保健衛生業が 847 人(11.4%)の順になっている。



2-2 事故の型別の発生状況

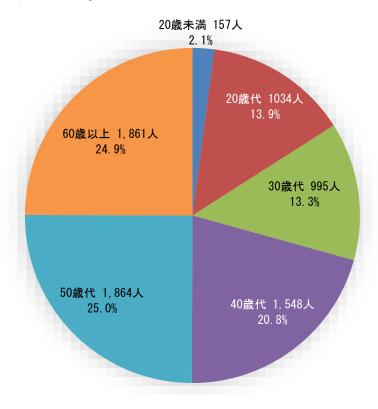
全産業における事故の型別の発生状況をみると、「転倒」が 1,648 人 (22.1%)、「墜落・転落」が 1,172 人 (15.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」が 909 人 (12.2%) と 3 つの型で 50.0%を占めている。

特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、「転倒」が30.3%(740人)と全業種より8.2%高くなっている。



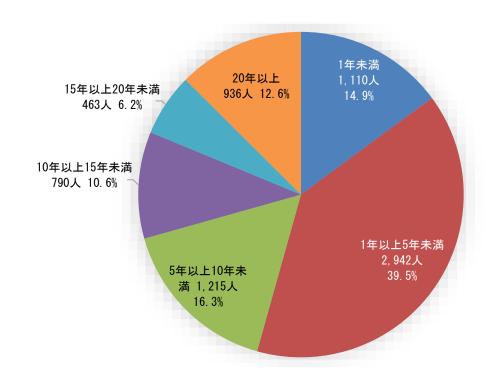
2-3 年齢別の発生状況

50 歳代が 1,864 人 (25.0%)、60 歳以上が 1,861 人 (24.9%) であり、50 歳以上で約 半数 (49.9%) を占めている。

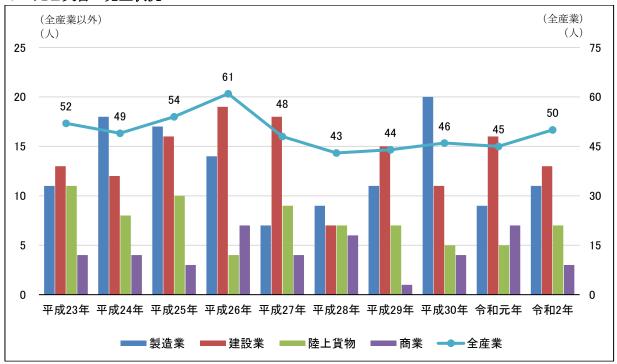


2-4 経験年数別の発生状況

1年未満が1,110人(14.9%)、1年以上5年未満が2,942人(39.5%)であり経験年数5年未満の発生率が54.4%を占めている。



3 死亡災害の発生状況



	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
製造業	11	18	17	14	7	9	11	20	9	11
建設業	13	12	16	19	18	7	15	11	16	13
陸上貨物	11	8	10	4	9	7	7	5	5	7
商業	4	4	3	7	4	6	1	4	7	3
全産業	52	49	54	61	48	43	44	46	45	50

単位:人

令和2年の愛知県内における死亡災害の発生件数は50人と前年から5名増、近年最多であった 平成26年(61人)以来の50人以上の水準となった。

3-1 死亡災害の概況

死亡災害の発生件数 50人(対前年比5人(11.1%)増加)

うち 製造業 11人(対前年比2人(22.2%)増加)

最も多い事故の型としては、「はさまれ・巻き込まれ」で3人(割合は25.0%)

建設業 13人(対前年比3人(18.8%)減少)

最も多い事故の型としては、「崩壊・倒壊」及び「はさまれ・巻き込まれ」でそれぞれ3人(割合は23.1%)

陸上貨物運送事業 7人(対前年比2人(40.0%)増加)

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で4人(割合は57.1%)

商業 3人 (対前年比4人 (57.1%) 減少

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で2人(割合は66.7%)

3-2 事故の型別の発生状況

令和2年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」11人、「はさまれ・巻き込まれ」9人、「交通事故」6人、「崩壊・倒壊」5人であった。 この4つの型で62.0%を占めている。

3-3 年齢別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で11人、40歳代で13人、50歳代で10人、60歳代で5人、70歳代以上で9人発生している。

50 歳以上の中高年齢労働者で 48.0%、60 歳以上の高年齢労働者で 28.0%を占めている。

3-4 経験年数別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が13人、5年以上10年未満が6人、10年以上15年未満が3人、15年以上20年未満が8人、20年以上が18人であった。

経験年数5年未満が30.0%、20年以上が36.0%を占めている。

6業種の労働災害発生状況等

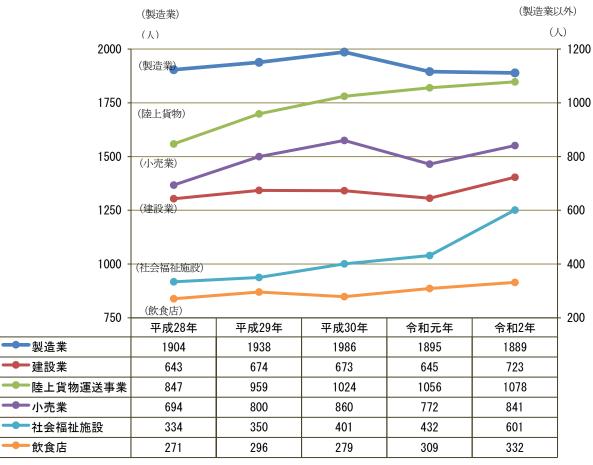
愛知労働局

1 重点とする6業種 労働災害発生状況

第13次労働災害防止推進計画(2018年度~2022年度)により重点とする6業種(製造業・建設業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店)の死傷者数(4日以上)の発生状況を分析した。

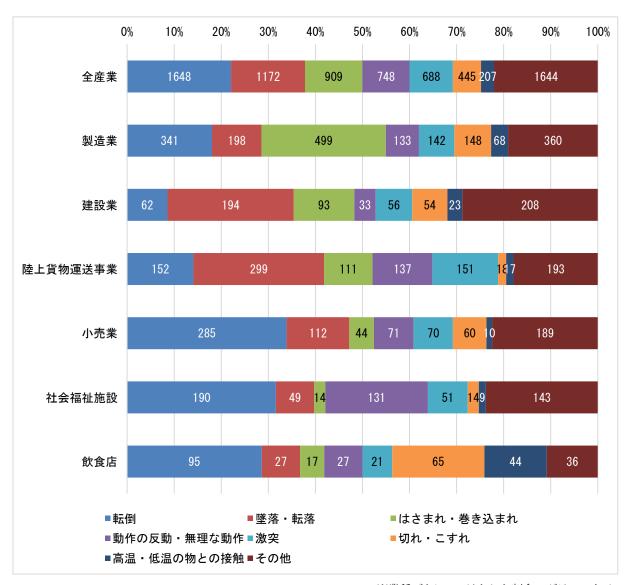
1-1 6業種の労働災害発生状況

令和2年の死傷者数を前年と比較すると、製造業では減少となったものの、建設業では723人 (+78人)、陸上貨物運送事業では1,078人 (+22人)、小売業では841 (+2人)、社会福祉施設では601人 (+169人)、飲食店では332人 (+23人)とそれぞれ増加しており、建設業、陸上貨物運送事業、社会福祉施設、飲食店においては、過去5年間で最も多い死傷者数であった。



1-2 6業種の事故の型特徴

- ① 製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く499人(26.4%)、「転倒」が341人(18.0%) となっている。
- ② 建設業は、「墜落・転落」が最も多く194人(26.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」が93人(12.9%)となっている。
- ③ 陸上貨物運送事業は、「墜落・転落」が最も多く299人(27.7%)、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「激突」「はさまれ・巻き込まれ」で、いずれも全体の10%以上となっている。
- ④ 小売業は、「転倒」が最も多く 285 人 (33.9%)、「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」で、全体の 10%以上となっている。
- ⑤ 社会福祉施設では、「転倒」が190人(31.6%)、動作の反動・無理な動作が131人(21.8%)と、この2つの事故の型で53.4%を占めている。
- ⑥ 飲食店は、「転倒」が95人(28.6%)、切れ・こすれが65人(19.6%)、高温・低温の物との接触が44人(13.3%)となっており、この3つの事故の型で61.5%を占めている。



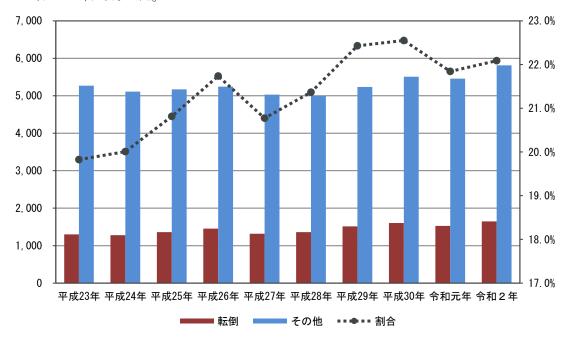
※業種ごとに100%とした割合のグラフである。

2 転倒災害発生状況

死傷災害(休業4日以上)のうち事故の型として最も多い転倒(1,648人)について発生状況を分析した。

2-1 転倒災害の経年状況

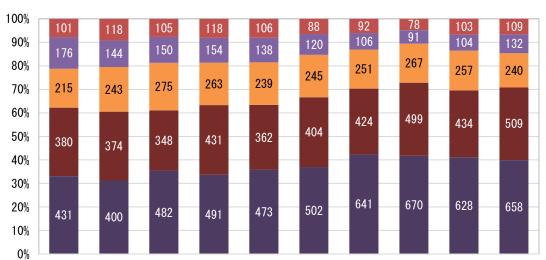
死傷災害のうち転倒災害が占める割合は、平成23年には19.8%であったが、令和2年には22.1%であった。



2-2 転倒災害の年別・年代別発生状況

転倒災害は年令が高くなるほど増加する傾向が認められる。

60 歳以上の被災者は、平成23年には33.1%を占めていたが、令和2年には39.9%であった。また、50歳以上で比較すると、平成23年には62.3%を占めていたが、令和2年には70.8%であった。



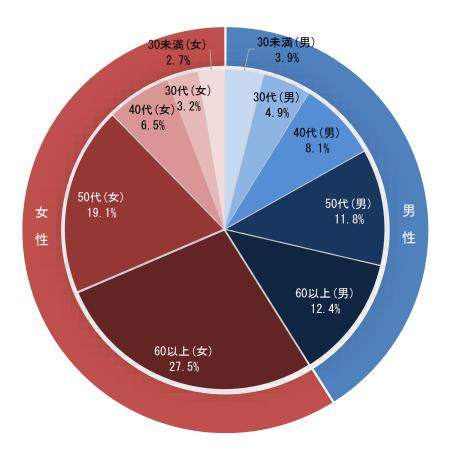
平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和 2 年

■60歳以上 ■50歳代 ■40歳代 ■30歳代 ■30歳未満

2-3 年代別・性別での転倒災害発生状況

転倒災害は年令の高い女性の被災件数増加が顕著である。

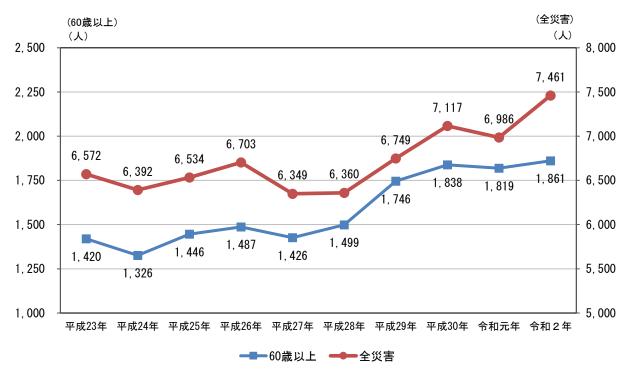
令和2年の転倒災害のうち、50歳以上の女性が全体の46.6%を占め、同年代の男性の約2倍となっている。



3 60 歳以上の高年齢労働者における労働災害発生状況

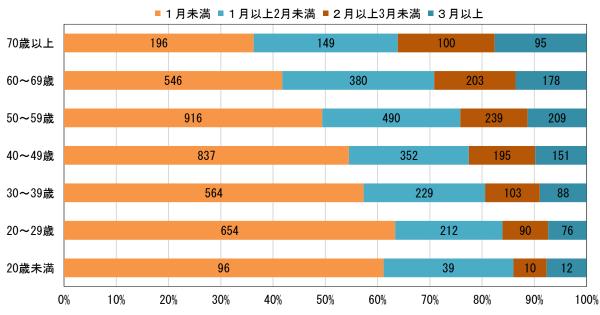
3-1 労働災害発生状況の推移

令和2年の60歳以上の高年齢労働者の死傷者数(休業4日以上)は1,861人となっており、全体の24.9%(平成23年:21.6%)を占めている。平成23年の1,420人と比べて、441人(31.1%)増加した。令和2年の全体の死傷者数についても、平成23年の6,572人と比べて、889人増加していることから、60歳以上の高年齢労働者の死傷者数の増加が、全体の死傷者数の増加の一つの要因となっている。



3-2 年齡別休業期間

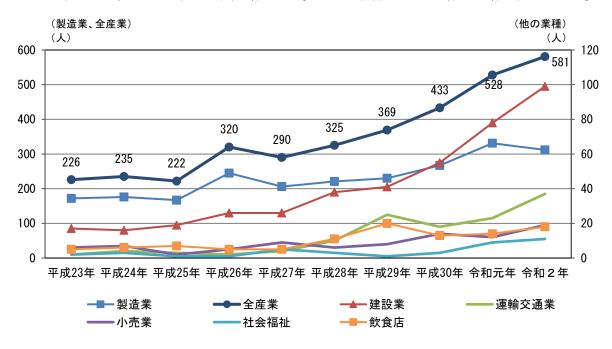
年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高年齢労働者においては、休業1月以上の割合は60.1%となっている。



4 外国人労働者の労働災害発生状況

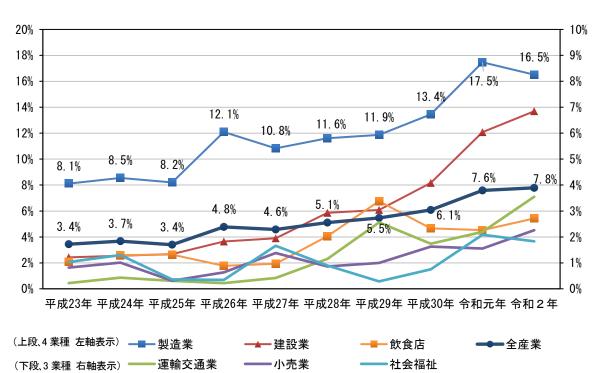
4-1 業種別発生状況の推移

令和2年の外国人労働者の死傷者数(休業4日以上)は581人となっており、平成23年と比べ、355人(157.1%)増加した。特に建設業において著しい増加傾向にある。



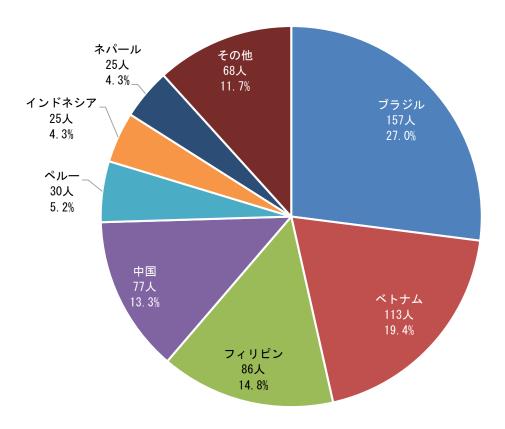
4-2 労働災害に占める割合の推移

労働災害による死傷者数 (休業 4 日以上) のうち外国人労働者が占める割合は、令和 2 年では、全体の 7.8% (平成 23 年: 3.4%) を占めている。また、製造業では、16.5% を占めており、平成 23 年と比べると 8.4%増加した。



4-3 国籍別発生状況

令和2年における外国人労働者の国籍別発生状況は、ブラジルが157人(27.0%)、ベトナムが113人(19.4%)、フィリピンが86人(14.8%)、中国が77人(13.3%)、ペルーが30人(5.2%)であった。これらの上位5ヶ国で、79.7%を占めている。

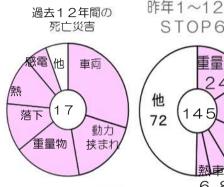


分析 西尾管内から大きな災害をださない



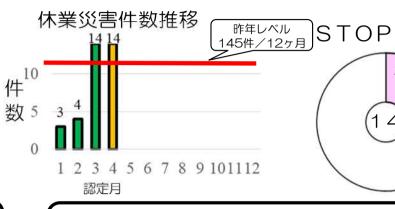
比較した過去





昨年1~12月休業 STOP6比率 本型物 大要因 145 21 動力 対表れ 46 8

R3休業災害 STOP6比率 3 墜落 型割 型割 換まれ



STOP6比率

2 動物
1 動力挟まれ
1 4 1 車両 内
大きな要因
1 件

ピンク6要因で94% *警戒すべきとし 以下STOP6と称す 昨年度1年間 ◇STOP6比率50% ◇大きな要因14件 3ケ月間で ◇STOP6比率 29% ◇大きな要因 2件

STOP6は4件 昨年50%に対し比率29% 大きな要因は1件

危険源(2021年度)

上記大きな要因から抽出

<動力挟まれ>

コンベアーモーター部 推力未記入 のチェーン

<墜落>

・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m

危険源 ※大きな要因から抽出

<車両>

・フォークリフトで運搬した 2段積みパレット

ソフトの実例

- ◇車両における 作業の洗い出し方
- ◇作業(運行)計画書 原紙

添付資料参照ください

今月は『車両』について振り返りましょう

- ・車両に関わる 作業、歩行経路が把握されているのか
- そして 車両と経路のバッティング箇所に 基本的に歩車分離を適用しようとしているのか 出来ない場合 どう従業員に啓蒙しているのか ・・・を今一度 振り返ってください

ご参考に進め方の事例を添付します



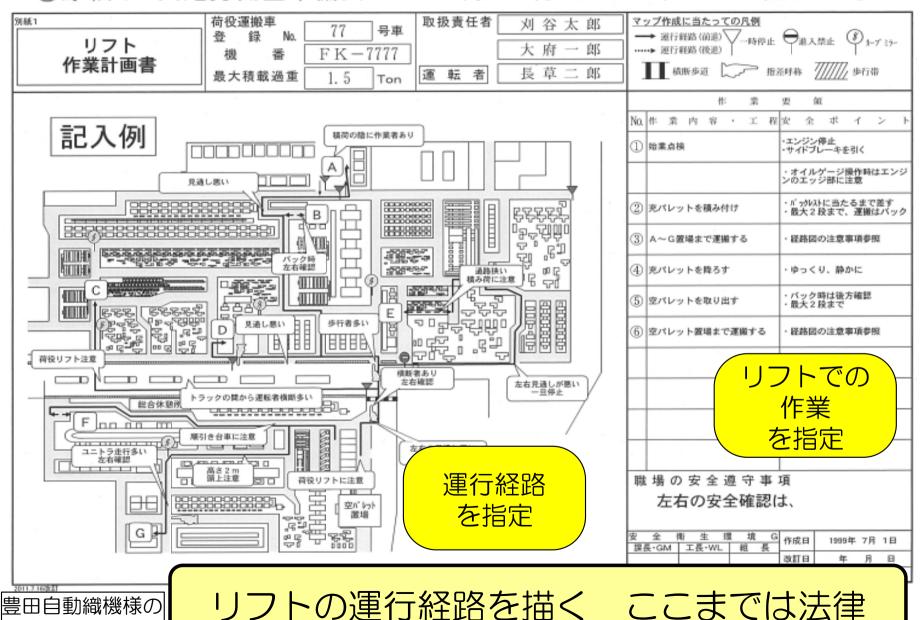
車両災害の防止 ~ 車両を扱うときの作業洗い出しから対応まで~

例)フォークリフト

				ページ
\Diamond	"危険源"	フォークリフト	- の運行経路を描く	1
\Diamond	"作業洗い出し"	歩行も作業の~	1 つとして人の動線を重ねる	2
		⇒以上で車両と	こ人のバッティング箇所を見える化	, J
\Diamond	"対応"	バッティング間	箇所に『歩車分離』を適用	3
	参考1	フォークリフト	主要適用法令一覧表	4
	参考2	作業計画		5
	参考3	作業計画原紙	エクセル版	別紙

車両作業(運行)計画書

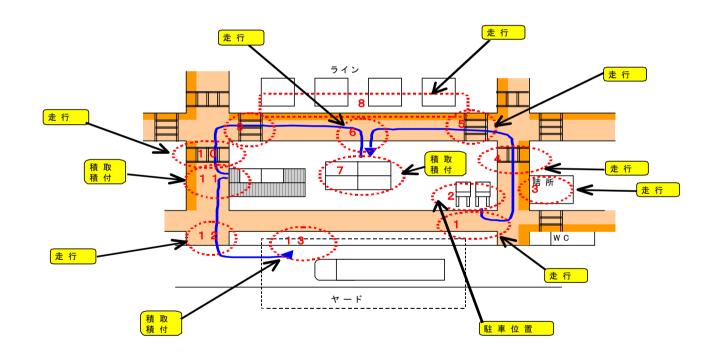
③原紙は 西尾労働基準協会HPに6 月1日付で入れますのでご活用ください



協力を得て作成

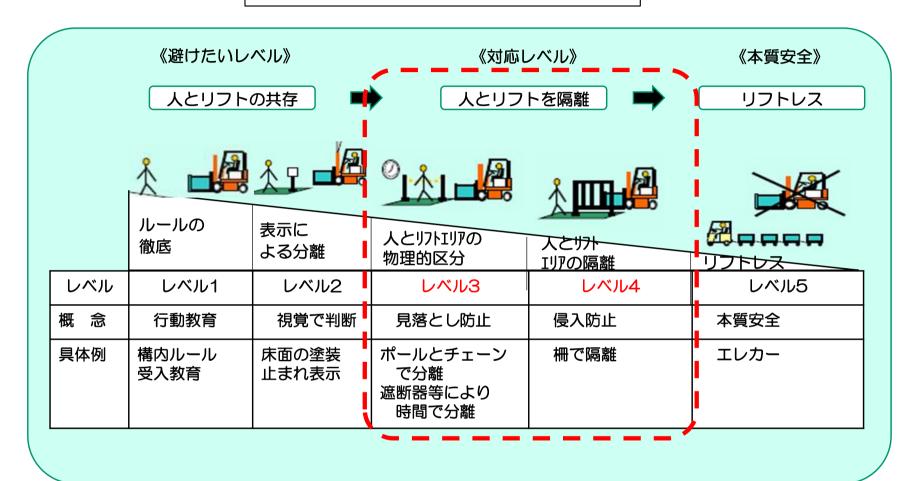
車両における作業の洗い出し

作業の調査:危険源であるリフトの動線(作業計画書)に 歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる



リフトと人のバッティンク箇所を見える化

歩車分離のレベル



バッティング箇所に歩車分離を適用

◆工場内通路 : レベル3

◆リフト作業区域 :レベル4以上

参考 フォークリフト 主要適用法令一覧表

	譲渡等(法42条)	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	事業者が講ずること(法20条)	車両系荷役運搬機械等(則151条2~15)	定義(則151条2)
			作業(運行)計画(則151条3)
			作業指揮者(則151条4)
			制限速度(則151条5)
			転落防止(則151条6)
			接触防止(則151条7)
			合図 (則151条8)
			立ち入り禁止(則151条9)
機械			荷の積載(則151条10)
の			運転位置から離れる措置(則151条11)
管理			移送(則151条12)
6年 			搭乗の制限(則151条13)
			用途以外の使用制限(則151条14)
			修理等(則151条15)
		フォークリフト(則151条16~20)	前照燈 後照燈(則151条16)
			ヘッドガード(則151条17)
			バックレスト (則151条18)
			パレット等(則151条19)
			使用の制限(則151条20)
		作業開始前の点検補修(則151条25、26)	*更なる詳細は各自で調べてください
	定期自主検査(法45条)	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
就業	教育(法59条)	雇入時、作業内容変更時 (則35条)	*更なる詳細は各自で調べてください
措置		特別教育(則35条6)	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転
	規制(法61条)	資格(令20条11号⇒則41条)	最大荷重1トン以上のフォークリフト運転
管理	既従事者への教育(法60条2)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(基発114号)	最大荷重1トン以上/未満 双方
体制	検査業者(法54条の3)	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	検査業者の資格(法54条の4)	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください

参考 作業計画

労働安全衛生規則 第151条の3

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計により作業を行わなければならない。
- 2.前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の<mark>運行経路</mark>及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が 示されているものでなければならない。
- 3.事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

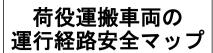
解説

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(昭和53年02月10日付け基発第78号)

- 1.本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。
- 2.第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸 しのほか、構内の走行も含むこと。
- 3.第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること
- 4.第2項の「作業の方法」には、作業に要する時間が含まれること。
- 5.第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難な ときは、文書の配布、掲示等によること。

第151条の5

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時1 O キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の**適正な制限速度**を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。



荷役運搬車 録 No. 最大積載過重

77 号重 FK - 7777

Ton

1.5

運 転

取扱責任者 刈谷太郎 大府一

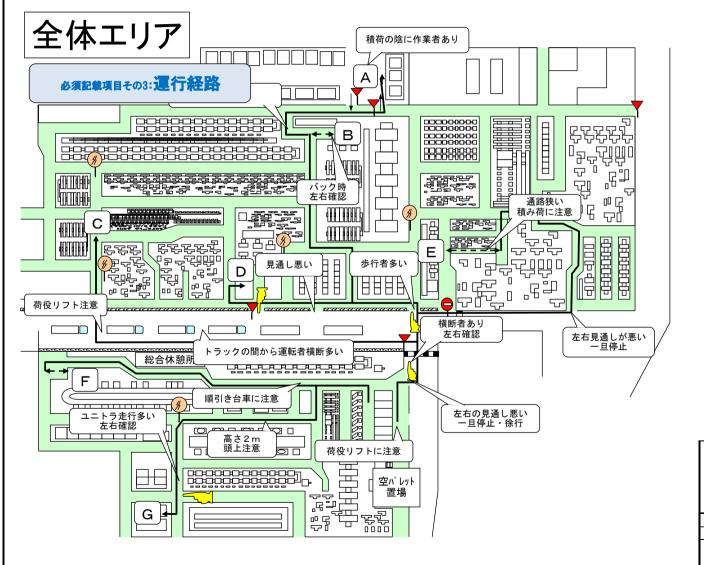
者

長草二郎

マップ作成に当たっての凡例

→ 運行経路(前進) 一時停止 一進入禁止 第 カーブ・ミラー ・・・・▶ 運行経路(後進)

横断歩道



記入例

職場の安全遵守事項 左右の安全確認は、

	果 係	班	作成日	1999年 7月 1日
課長	係長	班長	11 /24 [1000 777 1
			改訂日	年 月 日
			改訂日	年 月 日

災害分析に基づく

STOP6重災を防ぐ鉄則

(Actuator)

挟まれ/巻き込まれ

(Block)

重量物

(Car)

車両

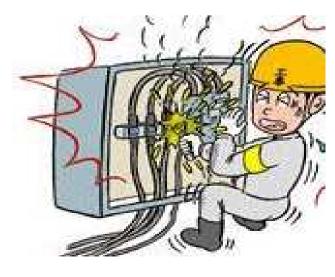
[Drop]

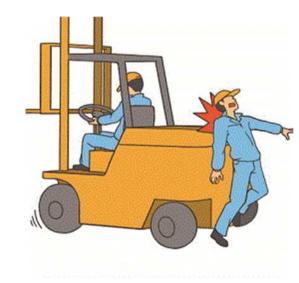
墜落/転落

【Electric Shock】 感電

(Fire)

熱 (爆発)





【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

▶ バック走行時、気付かずに接触が発生しています

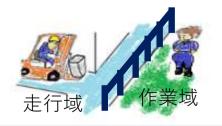
障害物への乗り上げ、傾斜地の走行で横転事故が発生しています。





鉄則1

『歩車分離』



鉄則2

バック時は毎回後方確認

シートベルトとヘルメット着用

鉄則3



- ・一足飛びに歩車分離ができない場合 ステップを明確にして安全対策のレベルを上げていくこと
- ・本質安全はリフトレス化

防止叉车灾害的铁则 [Car]

簡訳

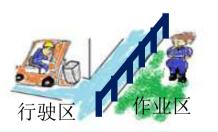
- 由于倒车时的不注意而有接触事故发生
- 因驶上障碍物以及在倾斜地的行驶而有翻倒事故发生



倾斜10度 由于惯性矩 人首先会被抛出

铁则1

"行人车辆分离"



铁则2

每次倒车时都要确认后方

使用安全带和安全帽

铁则3

不在指定路线以外 行驶

不允许凸凹不平 通过行驶计划书 确认安全

X路面品凹

危险

- ·如果不能马上实现行人车辆分离 要明确步骤,逐步提高安全对策的水平
- 本质安全是无叉车化

【C a r】 Ironclad rules for preventing forklift accidents

 Accidental contact is occurring as a result of failure to notice when reversing

Rollover accidents are occurring as a result of running up onto obstructions and driving on inclined ground

英語

Inclines of 10 degrees are dangerous



The person will get thrown out first, because of the moment of inertia

Ironclad Rule 1

"Separation of pedestrians and vehicles"



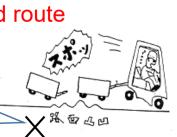
Ironclad Rule 2

Always check behind when reversing
Wear a seat belt and helmet

Ironclad Rule 3

Do not drive outside of the designated route

Unevenness is not allowed Confirm safety in the operation plan



- If pedestrians and vehicles cannot be completely separated straight away, make the steps clear, and increase the level of the safety measures
- Inherent safety will require changing to not using forklifts

[C a r r o] Regras rígidas para prevenir acidentes de empilhadeira

ポルトガル語

 O contato acidental está ocorrendo como resultado da falha em prestar atenção ao dar marcha ré

Os acidentes de capotagem estão ocorrendo como resultado de subidas em obstruções e condução em terreno inclinado

Inclinações de 10 graus são perigosas



A pessoa será expulsa primeiro por causa do momento de inércia

Regra Rígida 1

"Separação de pedestres e veículos"



Regra Rígida 2

Sempre verifique atrás quando estiver dando ré Use o cinto de segurança e o capacete

Regra Rígida 3

Não dirija fora da rota designada

Não é permitido desnível Confirme a segurança no plano de operação



- Se os pedestres e os veículos não puderem ser completamente separados imediatamente, deixe os degraus livres e aumente o nível das medidas de segurança.
- Segurança inerente exigirá mudança para não usar empilhadeiras

[Car] Quy tắc thép ngăn ngừa tai nạn nghiêm trọng do xe nâng

Phát sinh do tiếp xúc vì không để ý khi chạy lùi



Leo lên vật gây trở ngại, do chạy lên mặt đất nghiêng nên đã phát sinh sự cố lật ngang





Quy tắc thép 1

"Phân tách người đi bộ và xe cô"



Quy tắc thép 2

Xác nhận phía sau mỗi lần đi lùi

Đeo dây an toàn và đội nón bảo hộ

Quy tắc thép 3

Không di chuyển bên ngoài lộ trình chỉ định

Không chấp nhận lồi lõm Xác nhận an toàn bằng Bản kế hoạch vận hành



- Trường hợp không thể phân tách người đi bộ và xe cộ ra bởi một cú nhảy bật lên phải làm rõ các bước và nâng cao mức độ của các biện pháp an toàn

- An toàn thực chất là làm sao để không sử dụng xe nâng hàng

<Car> กฎเหล็กเพื่อป้องกันอุบัติภัยจากรถโฟล์คลิฟท์

タイ語

- เวลาขับถอยหลัง จะเกิดการชน เนื่องจากมองไม่เห็น
- ขับไปสะดุดกับสิ่งกิดขวาง แล้วรถเกิดเสียการทรงตัวพลิกคว่ำ



ตามแรงจากการลัม คนจะหล่นออกมาก่อน

กฎเหล็ก 1

"แยกระหว่างทางเดินของ คนกับรถ"



กฎเหล็ก 2

เวลาถอยหลัง ให้ตรวจสอบว่า ด้านหลังมีอะไรอยู่หรือเปล่าเสมอ สวมหมวกนิรภัยและคาดเข็มขัดนิรภัย กฎเหล็ก 3

ไม่วิ่งรถนอกเส้นทาง ที่กำหนดไว้

ทางที่ไม่เรียบเสมอกัน เป็นอันดราย ให้ดรวจสอบความ ปลอดภัยในแผนการเดิน รถไฟล์คลิฟท์



เอียง 10 องศา อันตรายแล้ว

- ในกรณีที่ไม่สามารถแยกระหว่างทางเดินของคนกับรถได้
 ให้ทำสเต็ปให้ขัดเจน เพื่อยกระดับมาตรการความปลอดภัย
- ความปลอดภัยพื้นฐานคือการนำส่วนที่มีไว้สำหรับเข็นออกไป (Liftless)

[C a r r o s] Reglas de hierro para prevenir accidentes de montacargas

El contacto accidental ocurre como resultado de no darse cuenta al retroceder

Los accidentes de vuelco ocurren como resultado de avanzar hacia obstáculos y conducir sobre suelo inclinado



Las pendientes de 10 grados son peligrosas



La persona será la primera en salir volando debido al momento de inercia



"Separación de peatones y vehículos"



Regla de Hierro 2

Siempre mirar atrás para retroceder Usar cinturón de seguridad y casco

Regla de Hierro 3

No conducir fuera de la ruta designada

No se permiten irregularidades Confirmar la seguridad en el plan de operación



- Si no es posible separar completamente y de inmediato los peatones de los vehículos, dejar en claro los pasos e incrementar el nivel de las medidas de seguridad
- · La seguridad inherente requerirá que se deje de usar montacargas